

就学援助制度のお知らせ

彦根市では、お子様を小中学校に通わせる上で、経済的な理由により必要な経費の負担にお困りの方に、教材費・校外活動費・修学旅行費・学校給食費などの援助を行っています。援助を希望される方はお子様が**通われている学校**または**彦根市教育委員会（学校教育課）**まで、お気軽にご相談ください。

1. 援助の対象となる保護者

- (1) 現在生活保護を受けている
- (2) 生活が困窮している世帯で、前年4月から現在までに次のいずれかに該当した
 - ア 生活保護費が停止または廃止
 - イ 市民税が非課税である
 - ウ 市民税が減免された
 - エ 個人事業税が減免された
 - オ 固定資産税が減免された
 - カ 国民年金保険料の免除を受けた
 - キ 国民健康保険料の減免または徴収猶予された
 - ク 児童扶養手当の支給を受けた
 - ケ 生活福祉資金の貸付を受けた
- (3) 失業対策事業適格者手帳をもつ日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者である
- (4) 生活保護受給基準の最低生活費の1.2倍以下の世帯である
- (5) その他、市教育委員会が就学援助費の受給が必要と認める方

2. 援助を受ける手続き

- (1) 援助を希望される方は、**申請書**に必要事項を記入して、**各学校へ提出**してください。
- (2) 保護者が単身赴任をしている場合などは同一世帯に含めて申請してください。
- (3) 昨年度に援助を受けておられた方も、新たに申請が必要です。
- (4) マイナンバー申告書の提出が必要です。
- (5) 税や保険料の減免等を理由に受給申請される方は、その減免を証明する書類(写し)の添付が必要です。
- (6) 年度の途中からでも申請は可能ですが、申請日（学校へ申請書を提出した日）がその月の16日から月の末日までの間にあったものについては翌月からの給付となります。
- (7) 給食費については、給食会計等へ振替をさせていただきます。

3. 申請書の配布および受付期間

令和3年4月9日（金）から各学校が指定する期日まで

*詳しくは各学校からの就学援助制度についての配布文書をご覧ください。

4. 給付内容（参考：令和2年度支給額です。変更する可能性もあります）

	小 学 校（児童1人あたり）		中 学 校（生徒1人あたり）	
	1 年	2～6年	1 年	2～3年
新入学学用品費（4月認定者のみ）	51,060円		60,000円	
学 用 品 費	11,630円		22,730円	
通 学 用 品 費		2,270円		2,270円
自 転 車 購 入 費（注意1）			10,000円（上限額）	
ヘルメット購入費（注意1）			2,000円（上限額）	
学 校 給 食 費	実費額		実費額	
校外活動費（泊なし）	1,600円（上限額）		2,310円（上限額）	
校外活動費（泊あり）	3,690円（上限額）		6,210円（上限額）	
修 学 旅 行 費	21,890円（上限額）		60,910円（上限額）	
医 療 費（注意2）	学校の健康診断により、特定の疾病〔う歯（むし歯）・慢性副鼻腔炎等〕の治療勧告を受けられ、医療機関で受診された場合、自己負担額が給付されます。			
※年度の途中からの認定の場合は、認定の月数に応じた支給となるため上記額より減額となります。 また、市外へ転出されるなど、実績に応じて返金していただく場合もあります。				

*注意1：自転車通学の認定を受けた新中学1年生で、4月に申請された方が対象です。

*注意2：医療券の発行は7月以降になるため、それ以前の受診分は必ず領収書や薬の効能書等の保管をお願いします。12月受診分までが対象です。

5. 問合せ先

〒522-0001 彦根市尾末町1番38号 彦根市教育委員会事務局 学校教育課 電話 24-7973

特別支援教育就学奨励費制度のお知らせ

彦根市では、就学援助制度の対象とならない方で次に該当する方に、教材費・校外活動費・修学旅行費・学校給食費などの援助を行っています。

詳しくは、各学校または市教育委員会（学校教育課）へお問い合わせください。

1. 援助の対象となる保護者

下記（１）（２）のいずれかに該当し、生活保護受給基準の最低生活費の２．５倍以下の世帯で就学援助制度の対象とならない世帯

- （１）学校教育法施行令第２２条の３に規定する障害の程度に該当する児童または生徒の保護者
- （２）特別支援学級に在籍する児童または生徒の保護者

2. 援助を受ける手続き

- （１）援助を希望される方は、申請書に必要事項を記入して、各学校へ提出してください。
- （２）保護者が単身赴任をしている場合などは同一世帯に含めて申請してください。
- （３）昨年度に援助を受けておられた方も、新たに申請が必要です。
- （４）マイナンバー申告書の提出が必要です。
- （５）年度の途中からでも申請は可能ですが、申請日（学校へ申請書を提出した日）がその月の１６日から月の末日までの間にあったものについては翌月からの給付となります。
- （６）新入学児童生徒学用品（１年生のみ）、学用品・通学用品については、購入実績を確認させていただく場合がありますので、購入した用品の領収書等を保管または記録を残してください。

3. 申請書の配布および受付期間

令和３年４月９日（金）から各学校が指定する期日まで

4. 給付内容（参考：令和２年度支給額です。変更する可能性もあります）

	小 学 校（児童１人あたり）		中 学 校（生徒１人あたり）	
	１ 年	２～６年	１ 年	２～３年
新入学学用品費（４月認定者のみ）	25,555円		28,990円	
学用品・通学用品費	5,820円		11,370円	
学 校 給 食 費	実費の半額		実費の半額	
校外活動費（泊なし）	800円（上限額）		1,155円（上限額）	
校外活動費（泊あり）	1,845円（上限額）		3,105円（上限額）	
修 学 旅 行 費	10,790円（上限額）		28,860円（上限額）	
※年度の途中からの認定の場合は、認定の月数に応じての支給となるため上記額より減額となります。 また、市外へ転出されるなど、実績に応じて返金していただく場合もあります。				

5. 問合せ先

〒522-0001 彦根市尾末町１番３８号

彦根市教育委員会事務局 学校教育課 電話 ２４－７９７３